

特別区民税・都民税の寄附金税額控除額の算出誤りについて

1 概要

平成28年度税制改正に伴うプログラム改修の不備により、都道府県・市区町村への寄附(以下「ふるさと納税」という。)の寄附金税額控除に係る特別区民税・都民税の課税額について、次のとおり、誤りがあることが判明した。

2 原因

平成28年度よりふるさと納税による寄附金税額控除の特例控除の限度額が10%から20%に変更されたため、平成28年4月にプログラム改修を実施した。この変更は、平成28年度分以降に適用するものであり、平成27年度分以前では元の10%で計算することが正しい。しかしプログラム改修の不備により平成27年度分以前の納税者にも20%を適用してしまったことによる。

ふるさと納税に係る税制改正

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
寄附金税額控除の特例控除の限度額	10%	20%	20%	20%

3 課税計算誤りの該当者、税額

(1) 該当者

平成27年度以前の特別区民税・都民税に係るふるさと納税をした者のうち、平成28年度以降に当該ふるさと納税による寄附金税額控除の申告や修正申告をしたことにより住民税所得割の10%を超える控除額がある者

(2) 該当者の人数、税額

①平成27年度分の課税計算誤り

該当者数：10名、税額(増額)：118,100円

②平成26年度以前分の課税計算誤り

該当者数：6名、税額(増額)：228,480円

※平成26年度以前分については、地方税法の規定により、増額の税額更正を3年以上遡って行うことはできないため、税額更正は行えない。

4 再発防止策

税制改正に伴うシステム開発・改修に当たっては、税制改正の適用要件の確認を確実にを行うとともに、当初課税以外の分についても当初課税時に準じチェックを強化することにより、再発防止に努める。

5 今後の対応

平成27年度分については、5月中旬に該当者へ正しい税額の納税通知書を持参し、謝罪及び説明を行う。